

子どもの貧困対策

1 子どもの貧困の状況

本市の生活困難世帯 9.5% (参考 県 10.6%)

※生活困難世帯 (定義)

手取り収入を世帯人数の平方根で割った金額が 122 万円 (国の H25 基準額) 未満の世帯
(例: 4 人家族の場合、手取り額が 244 万円未満の世帯)

2 高松市子どもの貧困対策推進計画

平成 30 年 3 月策定。4 つの柱を掲げ、84 事業を実施。

施策の柱	主な事業	担当課
教育の支援	少人数学級推進事業	学校教育課
	スクールソーシャルワーカー配置事業	学校教育課
	放課後子ども教室事業	子育て支援課
	学習支援事業	生活福祉課
生活の支援	要保護児童対策支援事業	こども女性相談課
	こども食堂等支援事業	子育て支援課
	まなびの場づくり事業	生涯学習センター
	子育て世代包括支援センターの設置	保健センター
就労・経済的な支援	自立相談支援事業	生活福祉課
	各種自立支援給付金の支給	こども家庭課
	生活保護による支援	生活福祉課
	各種助成制度等	こども家庭課・学校教育課等
制度利用・相談の支援	子どもの貧困対策コーディネート事業	地域共生社会推進室
	関係機関との連携	学校教育課
	教育相談	総合教育センター
	各種相談事業	こども女性相談課等

3 こども食堂

(1) 高松市内のこども食堂実施か所数: 17 か所 (R01.11 現在)

(2) 高松市こども食堂等支援事業 (概要)

子どもの孤食を防止し、安らげる場所を確保するため、子どもたちに無料又は安価で温かく栄養バランスの取れた食事を提供するとともに、地域住民とのつながりの強化や学習・生活習慣についての支援も行う「こども食堂」等の開設や運営にかかる費用の一部を補助する。

<補助団体>

H30～: ジョイフルなカフェ (上之町二丁目)

R01～: アールツウふれあい食堂 (木太町)

(3) 課題

配慮が必要な子どもに必要な情報が行き届いていないため、子ども食堂などの居場所以に行けていない、また、支援につなぐことができていないケースもあるため、行政機関内においては、各関係機関や教育委員会などとの連携、そして、地域においては、幼稚園、保育所、こども園や小中学校などが連携をして、配慮が必要な子どもや子育て家庭の把握に努め、必要な方に必要な支援や情報が行き届くようにしていく。